⒀　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⒁　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承諾経路の自動化と電子納品を実施する。

⒂　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約となった場合は除く。

⒃　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒄　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、技術指導者という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、申請者が選択できる。

技術指導者の配置を選択する場合の主任（監理）技術者は、令和２年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

⒅　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒆　本工事は、「若手技術者の配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動の実施」について評価する工事である。

⒇　本工事は、発注者が想定する標準工程表を契約後に提示する「工程提示型」の試行工事である。

(21)　本工事は、施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要に応じて工期の延伸を可能とする荒天リスク精算型の試行工事である。

(22)　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体、又は単体有資格者であること。

なお、異工種建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する異工種建設工事共同企業体の資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成31・32年度の北陸地方整備局（港湾空港関係）における一般競争参加資格のうち橋梁上部工（鋼製桁製作）の工種を担当する者は「港湾等鋼構造物工事」、それ以外の工種を担当する者は「港湾土木工事」の決定を受けていること。

⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」及び「港湾等鋼構造物工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、⑸に示す点数以上のものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、⑸に示す点数以上のものであること。）なお、異工種建設共同企業体の組合せを３者又は２者とする場合⑸②３）に記載する工種を担当する者は代表者になることはできない。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成17年４月１日から本工事の公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

同種工事とは、以下のとおり。

①　単体有資格業者

１）「20ｔ／基以上の鋼橋上部を製作した工事」

２）「鋼橋上部又はプレキャスト部材を作業船を用いて据付した工事」及び「鋼管杭を作業船を用いて打設した工事」（別件工事でも可。）

３）「40ｔ／基以上の鋼橋上部を据付した工事」

※上記の１）～３）の施工実績を全てを有すること。（別件工事でも可）

○客観点数が港湾土木工事が1,150点以上、かつ港湾等鋼構造物工事の客観点数が1,100点以上の者

②　異工種建設工事共同企業体の構成員

１）「20ｔ／基以上の鋼橋上部を製作した工事」

○港湾等鋼構造物工事の客観点数が1,100点以上の者

２）「鋼橋上部又はプレキャスト部材を作業船を用いて据付した工事」及び「鋼管杭を作業船を用いて打設した工事」（別件工事でも可。）

○客観点数が港湾土木工事が1,150点以上の者

３）「40ｔ／基以上の鋼橋上部を据付した工事」

○客観点数が港湾土木工事が850点以上の者

３者ＪＶの場合は、１）～３）それぞれを担当する者の組合せとする。２者ＪＶの場合は、１）～３）のうち２つを同一者が担当し、残り１つを別の者が担当する組合せとする。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　技術提案に対する技術的所見が適正であること。（下記３一次審査により選抜された者に限る）

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお、本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は、単体の場合１名とし、異工種建設共同企業体で申請する場合は、代表者及び代表者以外の構成員でそれぞれ１名ずつとする。

２名以上で申請した場合は失格とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成17年４月１日から本工事の公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

同種工事とは、以下のとおり。

①　単体有資格業者

１）「20ｔ／基以上の鋼橋上部を製作した工事」

２）「鋼橋上部又はプレキャスト部材を作業船を用いて据付した工事」及び「鋼管杭を作業船を用いて打設した工事」（別件工事でも可。）

３）「40ｔ／基以上の鋼橋上部を据付した工事」

※上記の１）～３）の施工実績を全てを有すること。（別件工事でも可）

②　異工種建設工事共同企業体の構成員

１）「20ｔ／基以上の鋼橋上部を製作した工事」

２）「鋼橋上部又はプレキャスト部材を作業船を用いて据付した工事」及び「鋼管杭を作業船を用いて打設した工事」（別件工事でも可。）

３）「40ｔ／基以上の鋼橋上部を据付した工事」

３者ＪＶの場合は、１）～３）それぞれを担当する者の組合せとする。２者ＪＶの場合は、１）～３）のうち２つを同一者が担当し、残り１つを別の者が担当する組合せとする。

当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。